

厚生労働省令第六十四号

薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十九条の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号中(607)を(611)とし、(430)から(606)までを(434)から(610)までとし、(429)を(432)とし、その次に次のように加える。

(433) P<sup>1</sup>・P<sup>4</sup> ビス（五 ウリジル）四リン酸エステル（別名ジクアホソル）、その塩類及びそれらの製

劑

別表第一の二第六号中(428)を(431)とし、(372)から(427)までを(375)から(430)までとし、(371)を(373)とし、その次に次のように加える。

(374) N ムニ「(ハS) 一・六・七・八 テトラヒドロ ニH インデノ「五・四 b」フラン

ハイル」エチルヱプロパンアミド(別名ラメルテオン)の製剤であつて一錠中N ムニ「(ハS) 一・六・七・八 テトラヒドロ ニH インデノ「五・四 b」フラン ハイル」エチルヱプ

ロパンアミド8mg以下を含有するもの

別表第一の二第六号中(370)を(372)とし、(58)から(369)までを(60)から(371)までとし、(57)を(58)とし、その次に次のように加える。

(59) (三S) 三 アミノメチル 五 メチルヘキサン酸(別名プレガバリン)及びその製剤

別表第一の二第六号中(56)を(57)とし、(49)から(55)までを(50)から(56)までとし、(48)の次に次のように加える。

(49) 二 (ム六)「(三R) 三 アミノペリジン 一 イル」三 メチル ニ・四 ジオキソ

三・四 ジヒドロピリミジン 一 (ニH) イルヱメチル(ベンゾニトリル(別名アログリプチン)、

その塩類及びそれらの製剤

附 則

この省令は、公布の日から施行する。